

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アスクル株式会社			コード	2678
提出日	2020/2/28		異動（予定）日	2020/3/13	
独立役員届出書の提出理由	臨時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
□ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	小澤 隆生	社外取締役										○	○				
2	市毛 由美子	社外取締役	○										○			新任	有
3	後藤 玄利	社外取締役	○										○			新任	有
4	高 巖	社外取締役	○										○			新任	有
5	塚原 一男	社外取締役	○										○			新任	有
6	安本 隆晴	社外監査役	○										○				有
7	北田 幹直	社外監査役											○				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の小澤隆生氏は、当社の大株主であるZホールディングス㈱の取締役 専務執行役員です。また、同氏が取締役 専務執行役員 最高執行責任者（COO）を務めるヤフー㈱との間で、決済代行およびポイントプログラムの利用等に関する取引があります。	
2	社外取締役の市毛由美子氏がパートナーを務めるのぞみ総合法律事務所、社外取締役を務める㈱スシローグローバルホールディングス、伊藤ハム米久ホールディングス㈱との間で、当社商品の販売取引があります。当社は、のぞみ総合法律事務所と法律顧問契約、訴訟代理契約等は締結しておらず取引はありません。また、㈱スシローグローバルホールディングスおよび伊藤ハム米久ホールディングス㈱から当社に対する取引はありません。	市毛由美子氏は、企業内弁護士を経て、弁護士としてグループガバナンスを含むコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、知的財産等の分野における専門性の高い知見と実務経験を有しております。これまでに上場子会社を含む複数社の社外取締役・社外監査役、また弁護士会・弁護士連合会や公益法人の役員を務めており、こうした専門性の高い知見・実績や幅広い実務経験は、ガバナンスの強化、持続的な企業価値向上を目指す当社の社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。なお、市毛由美子氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたします。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合のいずれも0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
3	社外取締役の後藤玄利氏が代表取締役を務めるKotozna㈱との間で、当社商品の販売取引があります。また、Kotozna㈱から当社に対する取引はありません。当社は、同氏が董事長を務める語朋科技（珠海）有限公司との取引はありません。	後藤玄利氏は、医薬品のインターネット販売という革新的な事業を立ち上げ、代表取締役として長年事業経営に携わり、eコマース市場において同社の成長を牽引した経験・実績と、eコマース分野のみならずデジタルサービス分野における豊富な実務経験、高い知見と見識を有しております。当社の成長戦略の実現・企業価値向上のための有益な助言が得られることが期待され、また当社の業務執行に対する監督機能を適切に果たしていただくべく、当社の社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合の0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
4	社外取締役の高巖氏が教授を務める麗澤大学、麗澤大学大学院、鹿児島大学および社外取締役を務める三菱地所㈱、㈱商工組合中央金庫との間で、当社商品の販売取引があります。当社は、三菱地所㈱との間で、不動産賃貸借に関する取引があります。また、麗澤大学、麗澤大学大学院、鹿児島大学、および㈱商工組合中央金庫から当社に対する取引はありません。	高巖氏は、大学および大学院において、企業倫理、企業の社会的責任、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等の分野で長年研究を重ねられ、専門性の高い知見と研究実績を有しております。また、これまで複数社の社外取締役・社外監査役や、企業の第三者委員会委員、内閣府の消費者委員会委員長等幅広い活動経験をお持ちです。こうした専門性の高い知識・実績や経験は、ガバナンスの強化、持続的な企業価値向上を目指す当社の社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。なお、高巖氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたします。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合のいずれも0.1%未満であります。当社は、三菱地所㈱との間で、不動産賃貸借に関する取引がありますが、直近の事業年度における当社連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。いずれも独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
5	社外取締役の塚原一男氏が社外取締役を務めるD I C㈱との間で、当社商品の販売取引があります。また、D I C㈱から当社に対する取引はありません。	塚原一男氏は、グローバルに事業展開する重工業メーカーにおいて、海外駐在の経験を含め幅広い業務を担当された後、同社の代表取締役副社長を務められました。また、現在まで複数社の社外取締役に就任され、企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識・倫理観を有しております。このような豊富なマネジメント経験と見識から、当社の業務執行全般に対する監督機能を適切に果たしていただくべく、当社の社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。また、左記の当社商品の販売取引金額は、直近の事業年度における当社連結売上高に対する割合の0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
6	社外監査役の安本隆晴氏が所長を務める安本公認会計士事務所との間で、当社商品の販売取引があります。	安本隆晴氏は、公認会計士としての専門的な見識と監査実務経験を持ち、社外監査役としての豊富な経験を有しております。また、左記の当社商品の販売取引は、取引金額は僅少であり、独立性に影響を及ぼす取引ではないため、独立役員に指定しております。
7	社外監査役の北田幹直氏が客員弁護士を務める森・濱田松本法律事務所（以下、「同事務所」という。）および社外取締役を務める株式会社横河ブリッジホールディングスとの間で、当社商品の販売取引があります。また、同事務所とは法律顧問の委任契約関係があります。	北田幹直氏は、法曹界で要職を歴任され、現在は社外取締役、社外監査役としての経験を有しているほか、弁護士としてコンプライアンス、危機管理分野における専門的な知見を有しております。なお、同氏は当社との間で法律顧問の委任契約関係にある森・濱田松本法律事務所に客員弁護士として所属しておりますが、当社から森・濱田松本法律事務所に委任した案件に関与したことはございません。ただし、補足説明記載の理由により、当社は同氏を独立役員に指定しておりません。

4. 補足説明

当社は、独立役員のさらなる独立性の明確化を図るため、当社独自の独立役員指定ガイドライン（以下、当社ガイドライン）を定めております。当社ガイドラインでは、「h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」に関連して、「当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該法人・組合等に所属する者全てが該当し、業務上、本人が当社を直接担当しているかどうかを問わない。」と規定し、本規定に該当する者を独立役員に指定しないこととしております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。